



鳥取県公報

平成16年 9月24日(金)
号外第133号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則(70)(住宅政策課)..... 1
	土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則(71)()..... 3

規 則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第70号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ及び第63条第3項第5号イの規定に基づき知事が行う認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定に基づく地位の承継)</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第13号ハの規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第6号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ及び第63条第3項第5号イの規定に基づき知事が行う認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定に基づく地位の承継)</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第12号ハの規定に基づく認定に係る場合にあつては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。)は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書(様式第6号)により知事に届け出て、その地位を承継することができる。</p>

様式第1号(第2条、第9条関係)

優良宅地認定申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

証紙はり付け欄
(消印は、しないこと。)

略

備考 略

様式第2号(第4条関係)

認 定 書

第 号
年 月 日

職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ、第63条第3項第5号イ)に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

略

様式第3号(第6条関係)

優良宅地証明申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、年月日付第号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第7号(第9条関係)

証 明 書

第 号
年 月 日

職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ、第63条第3項第5号イ)に規定する

優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

略

様式第1号(第2条、第9条関係)

優良宅地認定申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

証紙はり付け欄
(消印は、しないこと。)

略

備考 略

様式第2号(第4条関係)

認 定 書

第 号
年 月 日

職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ)に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

略

様式第3号(第6条関係)

優良宅地証明申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、年月日付第号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様式第7号(第9条関係)

証 明 書

第 号
年 月 日

職 氏 名 印

下記の宅地の造成は、租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ)に規定する

優良な宅地の供給に寄与するものであることについて認定したことを証する。

記

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第71号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。） 第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第14号二</u>、<u>第62条の3第4項第14号二</u> 及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定（以下「認定」という。）に関し必要 な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の申請の手続)</p> <p>第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書（様 式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第31条の2第2項第14号</u> <u>二</u>の規定に基づく認定（以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。） に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であって、当該認定が可能 な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行 うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(認定の申請の手続の特例)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の優良住宅認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証又はその写し (2) 及び(3) 略</p> <p>様式第1号（第2条、第3条関係） 優良住宅認定申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">租税特別措置法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;"> 第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第14号二 第62条の3第4項第14号二 第63条第3項第6号 </div> <p style="font-size: small;">の規定に基づき、優</p> </div> <p style="font-size: small;">良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">年 月 日</p> <p style="font-size: small;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">郵便番号</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">氏名 ㊟</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">（法人にあつては、名 称及び代表者の氏名）</p> </td> <td style="width: 40%; padding: 5px; vertical-align: top; font-size: small;"> 証紙は り付け欄 (消印は しないこ と。) </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">租税特別措置法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;"> 第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第14号二 第62条の3第4項第14号二 第63条第3項第6号 </div> <p style="font-size: small;">の規定に基づき、優</p> </div> <p style="font-size: small;">良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">年 月 日</p> <p style="font-size: small;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">郵便番号</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">氏名 ㊟</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">（法人にあつては、名 称及び代表者の氏名）</p>	証紙は り付け欄 (消印は しないこ と。)	証紙は り付け欄 (消印は しないこ と。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">租税特別措置法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;"> 第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第14号二 第62条の3第4項第14号二 第63条第3項第6号 </div> <p style="font-size: small;">の規定に基づき、優</p> </div> <p style="font-size: small;">良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">年 月 日</p> <p style="font-size: small;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">郵便番号</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">氏名 ㊟</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">（法人にあつては、名 称及び代表者の氏名）</p>	証紙は り付け欄 (消印は しないこ と。)		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。） 第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第13号二</u>、<u>第62条の3第4項第13号二</u> 及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定（以下「認定」という。）に関し必要 な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の申請の手続)</p> <p>第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書（様 式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第31条の2第2項第13号</u> <u>二</u>の規定に基づく認定（以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。） に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であって、当該認定が可能 な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行 うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(認定の申請の手続の特例)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の優良住宅認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 建築基準法第7条第3項の規定による検査済証又はその写し (2) 及び(3) 略</p> <p>様式第1号（第2条、第3条関係） 優良住宅認定申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">租税特別措置法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;"> 第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第13号二 第62条の3第4項第13号二 第63条第3項第6号 </div> <p style="font-size: small;">の規定に基づき、優</p> </div> <p style="font-size: small;">良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">年 月 日</p> <p style="font-size: small;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">郵便番号</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">氏名 ㊟</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">（法人にあつては、名 称及び代表者の氏名）</p> </td> <td style="width: 40%; padding: 5px; vertical-align: top; font-size: small;"> 証紙は り付け欄 (消印は しないこ と。) </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">租税特別措置法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;"> 第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第13号二 第62条の3第4項第13号二 第63条第3項第6号 </div> <p style="font-size: small;">の規定に基づき、優</p> </div> <p style="font-size: small;">良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">年 月 日</p> <p style="font-size: small;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">郵便番号</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">氏名 ㊟</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">（法人にあつては、名 称及び代表者の氏名）</p>	証紙は り付け欄 (消印は しないこ と。)	証紙は り付け欄 (消印は しないこ と。)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">租税特別措置法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px;"> 第28条の4第3項第6号 第31条の2第2項第13号二 第62条の3第4項第13号二 第63条第3項第6号 </div> <p style="font-size: small;">の規定に基づき、優</p> </div> <p style="font-size: small;">良な住宅の供給に寄与する新築であることの認定を申請します。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">年 月 日</p> <p style="font-size: small;">職 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">郵便番号</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">氏名 ㊟</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">（法人にあつては、名 称及び代表者の氏名）</p>	証紙は り付け欄 (消印は しないこ と。)		

略						
備考 1～3 略						
<p>4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号二の規定に基づくものでない場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。</p> <p>5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。</p> <p>6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第14号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。</p> <p>7 略</p>						
様式第2号(第5条関係)						
<p>認 定 書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p>						
<p>下記の住宅の新築は、租税特別措置法</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第28条の4第3項第6号</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">に規定する</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第31条の2第2項第14号二</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第62条の3第4項第14号二</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第63条第3項第6号</td> </tr> </table> <p>優良な住宅の供給に寄与するものであることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	第28条の4第3項第6号	}	に規定する	第31条の2第2項第14号二	第62条の3第4項第14号二	第63条第3項第6号
第28条の4第3項第6号	}			に規定する		
第31条の2第2項第14号二						
第62条の3第4項第14号二						
第63条第3項第6号						
略						
備考 1 略						
2 租税特別措置法第31条の2第2項第14号二の規定に基づき一団の住宅として認定した場合には、当該一団の住宅の床面積を「住宅の床面積」の欄に記載すること。						

略						
備考 1～3 略						
<p>4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第13号二の規定に基づくものでない場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。</p> <p>5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第13号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。</p> <p>6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第13号二の規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。</p> <p>7 略</p>						
様式第2号(第5条関係)						
<p>認 定 書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p>						
<p>下記の住宅の新築は、租税特別措置法</p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第28条の4第3項第6号</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">に規定する</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第31条の2第2項第13号二</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第62条の3第4項第13号二</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第63条第3項第6号</td> </tr> </table> <p>優良な住宅の供給に寄与するものであることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	第28条の4第3項第6号	}	に規定する	第31条の2第2項第13号二	第62条の3第4項第13号二	第63条第3項第6号
第28条の4第3項第6号	}			に規定する		
第31条の2第2項第13号二						
第62条の3第4項第13号二						
第63条第3項第6号						
略						
備考 1 略						
2 租税特別措置法第31条の2第2項第13号二の規定に基づき一団の住宅として認定した場合には、当該一団の住宅の床面積を「住宅の床面積」の欄に記載すること。						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。